

等下層階級者間に限り流通せるのみとす。

以上小銀貨、銅貨、銅錢等は名目を補助貨となせども、實價に依りて變動あり、全然獨立の貨幣なりと見るべし。

金銀及通貨の輸出入

今日より約半世紀以前の二八八二年より一八八四年頃、茶業の繁盛時には、春夏茶の買入資金として貨幣約四百萬弗以上を輸入し、其の後更に増加し、各年七百萬弗を越へたることあり。然るに一八八九年には僅かに七十萬弗に過ぎざりしが、次で一八九〇年には各百六十萬弗臺に上りたり。當時省政府は、定期的に偽造貨幣の輸入及使用を禁止し、又は小錢莊の證券發行を取締り、惡貨を避くる爲め、廣東の造幣局に於て鑄造したる補助貨を多量に輸入し、當市に廣く之を流通せしめたり。次で一八九二年より一九〇一年迄に銀及銀貨の總輸出高は一千九百四十二萬八千兩、同輸入高は一千三百五十八萬七千兩とし、外に個人携帶の分も相當額あるべきなり。

次に最近一九二五年以降の狀況を見るに、銀の輸入は一九二五年は約三百萬兩に近く、一九二七年には前年に比して倍額以上増加し、最高三百七十餘萬兩に上り、貨幣は銀元は前年の三倍以上に増加し、又最高四百萬枚餘に上りたるは、蓋し國民軍の入城前に銀を北送したる爲め、之が缺陷を補はんとして急激に輸入を増進したるに依る。從て同年初には在銀高約百四十萬兩なりしが、年末

には上海及夏門より入津して二百四十萬兩に上り、當地需要高を超過したるが如し。

銅錢の輸入は一九二五年は最高二萬四千六百枚にして、翌年は稍減退したるも尙百六十四萬餘枚を占め、其の後は輸入は杜絶したり。左に最近五箇年間に於ける金銀並に貨幣の輸出入對照表を掲ぐ。

金、銀及貨幣の輸出入(一九二五年—一九二九年) (單位千兩)
金、銀、銀條及馬蹄銀を大部とし、又銀貨及銅貨を含む。

	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
輸入					
外國(米國及香港)	三五三	一八〇	一四	—	—
內國(主として上海)	二六六	一三三	三七四	(銀貨) 二〇六	二〇六
計	二九二	一五三	三七五	二〇六	二〇六 (大部貨幣とす)
輸出					
外國(米國及香港)	二六	—	一三	八	—
內國(主として上海)	三七	四四	六四	一三	五
計	三三	四四	六五	二五	五

貨幣の輸出入 (單位枚)

	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年
支那銀					
外國より	—	五,一〇〇	一〇,〇〇〇	—	—
內國より	九〇,七〇〇	一三二,七五八	四〇,五〇〇	一,七〇一,〇〇〇	三,一三三,〇〇〇
計	九〇,七〇〇	一三三,七五八	四〇,六〇〇	一,七〇一,〇〇〇	三,一三三,〇〇〇

は大洋票と大差なく、流通は又廣からず。

(ロ) 番 票(臺伏)

番票は福州に於ける特有の紙幣にして、弗勘定を以て標準となす。銀行、會社、郵務局、洋商等を除けば、大小一般の取引は何れも之れを受授す。雜銀の七百兩は番票一千元の代表するものと定めたるを以て、七兌番票と稱す。番票は又名臺伏と云ひ、*Tai Fook, Tai Fu, Tai Fuk, Dai Fook*と記するも、一般商用語は番票又は單に票と稱す。蓋し福州の商家が大取引を爲すに當り、一々重量に多大なる銀貨の授受並に幣制繁雜の煩を避け、又は通貨不足の不便を補はんが爲め、主として信用厚き錢莊に於て發行し、或は銀行に於ても銀票と並んで之れを發行したるものにして、市中に廣く流通せしめ、後に錢莊は資金を得る唯一の目的として、資本金二、三萬元のものにても二、三十萬元の番票を發行し、貸付及爲替買賣の資金となせり。番票の性質は紙幣と大差なきも、一種の一覽拂約束手形にして、請求次第何時にても雜銀と交換せらるべき信用證券なりと謂ふべし。

今や福州の番票は既に廢止せられたれども、多年福州の通貨として流通せられ、他地方に其の例を見ざる特色を有するを以て、左に番票制度及其の商慣習に關する一九二七年二月の經濟討論處の雜誌記事を若干加除修正し、之れを説明せんとす。

起 源

番票を臺伏と稱する由來に關し、臺は福州城外の通商地たる南臺の臺字を採りたるは明なれども、伏に就いては異説あり。*Chinese Economic Journal* (一九二七年一卷第二號)には、番票より轉化せりとし、財政部の各省通貨調査報告二には、伏は即ち番錢番字の轉音となせども、何れも當らず。通商當初より番銀たる新嘉坡弗等に刻印せる王面が佛頭に類似せるが爲め、番佛と唱へ、即ち南臺番佛票より臺伏に名けられたると信ず。佛は伏と同音なり。

臺伏の起源は紙幣に存し、紙幣たる鈔票は既に南宋時代(一一六六年頃と云ふ)に流通を見るに至り、爾來政府は之れが發行を停止したることありしが、民間に於ては著しく發達し、福州に在りては金銀に代ふるに多く紙幣を以てし、住時銀莊は幾百を算し、官の監督あらざりしにも拘はらず信用あり、紙幣は平價を下ること殆んどなく、各種の銀莊等破綻を來したるものなしと云ふ。紙幣は主として銅板を以て造り、價格は百文乃至一千弗の種類あり、前清時代に在りては、福州商家に於て發行したるものに錢票、銀票あり、錢票は額面に從つて票條、大票、小票等あり。銀票は少きは一兩より多きは二萬兩に達したるものあり、一方官票あり。咸豐四年(一八五四年)には福建省城に官錢館を開設し、銀錢票を試用したることあり。次で同八年には一萬八千文及二萬文のものありたりと云ふ。而して銀錢票はパーカーに依るも、一九〇〇年頃尙ほ存在せることを記せり。又大洋票、小洋票又は城錢票等あり、後者は一千二百文にして、臺伏よりも約二十パーセント大なりと云

ふ。斯く福州の幣制は難駁にして、商家は記帳上不便を感じたるを以て、今日より約三十五、六年前より臺伏以外の紙幣を使用せざるに至れりと稱す。

臺伏發行前の開港以來在來の錢票に關してチャイニース・レポジトリの記事を見るに、其の發行機關、形式其の他に於て酷似せるものあり、左に其の要點を摘記せん。

五港中の福州は紙幣を發行する唯一の市場なれど、北京又は山東、河南方面の都市にもあり、福州の錢票は香上銀行の紙幣に比して寧ろ大形にして、幅四吋、長十吋位あり、票面には青、赤及黒の各色の圖形及文字を混じ、外觀は美なり。用紙は竹を材料として製したるものにして、強靱にして堅固なるものとす。縁は紙幣に比して狭く、右縁に印せる文字を折半し、一片は支拂提示の際に票を査證する爲めに錢莊に保管す。

發行商社名を周圍に書し、日附其の他の文字を記入する爲めに空欄を存し、發行の年月日を記入し、偽造を鑑別し得る爲めに巧に作られたる深紅色の符牒等あり。又轉々する裡書人の名あり。但し裡書人は責任を負担せず。發行商社は信用ありて破産するが如きことなく、發行に際しては一定の手數料あり、一般商民は銀錢同様に價値を認め、軽くして取扱に便利なるを以て、寧ろ硬貨以上に喜んで之れを使用す。福州の大錢莊たる大生の發行せる錢票は、青色の刻印を施し、黒文字を記入し、同じく至誠の發行せるものは右側に約支順路錢票なる文字を印し、銅錢八百文に當ることを記

入し、咸豐元年一月八日の日附あり、又一特色として票縁には錢の效能を述べたる句あり、或は獅子が三匹の子熊を相手にし、一の球を弄する諷刺的の畫を表はし、又は三脚の鼎圖等あるものあり、額面價格は普通百文乃至千分を多しとするも、或は一萬文又は七弗に達するものあり。發行錢莊が破産するときは、票の所持者は殺到して取付をなし、建物を破壊するに至ることあり、而して原票價格の僅かに一パーセント位の現金の支拂を以て満足せざるべからざることありと云ふ。

臺伏の交換率

臺伏の交換率は慣例上一弗に付標準制錢一文と定められ、實際上の通用貨と其の性質を異にす。實際の通用貨たる銅錢又は補助銀貨或は銀元等は、時々相場に變動あるに反し、臺伏弗は今日より數十年前に他の粗錢より高き實價を有する制錢を標準として決定したるものとす。

尙ほ今日の粗錢は標準制錢に比し、形體は稍小にして量目少く、爲めに原貨よりも五十パーセント以下に在り、現に流通せる十文錢も粗錢と同じく制錢四、五文に該當するに過ぎず。

福州市場の物價は從來臺伏又は制錢を以て計算し、一弗以上のときは臺伏に依り、一弗に満たざるときは制錢に依れり。例へば若し市價が制錢百文のときは、買主は銅の交換率に従ひて銅貨二十五仙又は粗錢二百五十文を支拂ふものとす。然れども便宜補助銀貨を使用すること多し。但し小銀貨は當初政府は額面制錢百文又は臺伏十仙として鑄造したれど、後約八十文程度に下落したり。從

つて殊に商取引には銅貨よりも小銀貨を多く使用し、商店にては相場の變動甚しき爲め、多くは銅貨の支拂を拒絶する所あり、數年前政府は支拂が五十仙を越えるときに限り、銅貨の強制通用を爲すべき規定を發布したることあり。

銀元の交換率も又標準制錢又は臺伏に依りてなされ、例へば一九二六年十月頃普通の大洋は一千五十七文にして、香港弗は一千百二十文に當りしを以て、前者は臺伏一弗及銅錢五十七文とし、後者は臺伏一弗及銅錢百二十文とせるが如し。臺伏及制錢は福州に於ける二種の標準通貨たるを以て、若し他の貨幣を以て取引を行ひ、臺伏又は制錢に於て支拂はるべきときには、之れが換算をなすべきものとす。

臺伏票の發行

臺伏の發行は、外國銀行券に比較せば單純にして粗笨なれど、發行錢莊の印を押捺し、金額及月日をば毛筆を以て記入し、臺紙は福建省の産品たる大貢紙を用ひ、銅版を以て印刷す。大貢紙は他の紙類に比して比較的耐久力に富むも、容易に破損し易く、普通の銀行券よりも堅固に非ず、空地のフォームは發行錢莊名及日附を記し、青色となし、發行に際して錢莊は總て赤色を以て金額、月日及サインを記入し、寸尺は幅は多く約四吋、長は約十吋大にして、外觀は紙幣よりも寧ろ質札に近く、支拂に關する文字は奇態の草書を以て記し、獨り經驗ある専門家のみ眞偽の鑑識をなすこと

を得、自ら臺伏票は新來者は價值ある通貨たるを知らず、一九二二年廣東軍が福州を占領したるとき、大量の臺伏票を誤て燒毀したることあり。票の寸尺、外形等は大體同様なれど、發行錢莊の記入、刻印等に依りて識別することを得。數年前某錢莊の新式臺伏は、紙は正方形又は長方形なれど、英語又はアラビア字を記入し、外人に容易に識別し得るが如く、舊式臺代の模寫を作成したるものとす。本票は作製單純なるを以て、往々偽造の發見せらるゝことあれど、又眞贋の判定は獨り専門家のみが能く爲し得るが如く巧妙に偽造せるものある故に、錢莊仲間にも偽造番票を發見すること殆んど稀なるを以て、各錢莊其の他大商社にては専ら票を吟味する爲め、年長にして經驗に富む一、二名の書記あり。其の鑑識の技術は直に他人に傳受すること能はず、只多年の實地經驗に依りてのみ識り得るものとす。而して其の唯一の鑑識法は、刻印、色相及筆蹟の如何に依るものとす。是等専門家を雇備せざる商店は、検査の爲めに近隣の錢莊に送りて依頼し、検査後該錢莊は票に裡書し、眞正なる旨を表示す。其の裡書に依りて検査人は責任を負ひ、誤りの場合には辨償の義務あるものとす。一方各商店よりは検査手数料として、錢莊に對し取扱高一弗に付毎月五十仙を支拂ふべきものとす。但し右手數料は各當業者が收受せざるも、報償として其の組合間に分配せらるゝものとす。番票を商店に對して支拂の爲めに提示する者は、該票が検査せられ、専門家に依りて眞正なることの通知を受る迄商店に待つべきものとし、時として専門家を見出し得ず、又は店商よ

り遠隔の地に居るときは、顧客が商店の得意なる場合には票面に署名し、後日偽造を發見せば商店の賠償に對して義務あり、古き番票中には幾百の署名あるものあり、斯かる番票は多數取扱者の手を経由して證明せられたる爲め、最も信用すべきものなれども、偽造番票は又多くは新に作成せるものに非ずして、故意に信用ある古き種類に擬するものなきに非ず。

番票は多くは福州に於ける錢莊に於て發行すれども、又前記の如く臺灣銀行又は美豐銀行支店に於ても銀票と共に又之れを發行す。但し福建省銀行に於て發行したる錢票は、一九二二年の恐慌以來市場より其の影を沒したり。而して美豐銀行の番票は、新式にして一見銀行紙幣の如し。

福州錢莊中番票を發行するものは、出票店又は大錢店とし、其の數は四十六軒（一九二六年頃現在）あり。其の番票には一弗、二弗、三弗、五弗、十弗、三十弗及五十弗の七種あり、就中五弗以下のもの多く、又稀には百弗又は二百弗の種類あれども、自由に市場に流通せず、是等大番票は白條と云ひ、普通のものより稍異りたる形式を以て發行す、番票を發行せざるものを錢樣店とし、番票の代りに直に決済をなす所の一種の信用證券たる向票を發行す。番票は自由發行に委せられ、其の發行額に關しても一定の限度なく、又發行準備なく、而して錢莊は他地方に於ける例と同じく無限責任にして、其の流動資本は極めて少きも、錢莊自體各自の對人信用及德義に基き、其の間不文律の制裁あり。若し新錢莊を開店して番票を發行せんとするときは、先づ總商會に對して保證金として

約千元の積立をなし、尙ほ金融維持會及市中主なる錢莊數軒の了解を得たる後、始めて之れを發行し得るものにして、若し此の習慣を無視して發行したるときは、各錢莊は一齊に其の番票を受付けず、従つて錢莊として信用を失墜し、營業は閉止の己むなきに至る。而して破産の際には、其の番票の所持者其他の債權者は、錢莊の總財産に對して共同して賠償の請求權を有す。

第一等級の錢莊は番票約十萬弗を發行し、第二等、第三等の錢莊は番票三萬弗乃至六萬弗を發行す。番票の發行高は元より精嚴ならざれども、從來の調査に徴すれば、革命後福建銀行は約三十萬弗の發行を認められ、厚坤、崇裕、天泉等は各十一萬弗を發行し、最近數年前に於て泉裕は十一萬弗、新隆は八萬弗を發行し、一九二二年に成立したる金融維持會は發行限度八十萬元を許され、其の種類は一元、二元、三元、五元、十元、二十元、三十元、五十元、百元及千元の十種あり、而して普通の番票と異なる所は、一旦還收されたるものは總商社の検査を受けたる後、再發行を認められざることとし、發行番票中の三十萬元は本會々員の連帶保證したる商人へ貸出し、五十萬弗は擔保品徴收の上にて各錢商へ貸出し、期限を二箇年と定め、六箇月を一期とし、四期に分ちて償還せしむることゝしたり。然れども當時市中に流通せる額は、僅かに二、三萬元に過ぎざりしなり。

臺灣銀行支店は一九〇六年十一月（明治三十九年）より番票を發行し、當初一圓及び五圓の二種なりしが、大正三年（一九一四年）九月以降十圓及び五十圓の二種を加へたり。當初は支那側錢莊の激

烈なる反對を受け、流通せざりしが、其の後地盤強固となりて信用を博し、革命後其の發行高を増し、一九一四年上半期には三萬六千餘弗を占めたりしが、其の後再び減退したるものとす（臺灣銀行十年復志）。

美豐銀行も近年約十萬弗の發行をなしたるが如し。近年福州に於ける番票の流通總額は前記白條及向票をも合算せば、一九二六年頃には約一萬弗と稱したれど、一九二八年初の調査に依れば、其の高四百萬元以内と稱したり。其の流通區域は福州城内及南臺に止るも、南臺の小錢莊に於て發行せるものは、城内に通用せず、只錢莊の中心地たる下坑街に於ける信用ある錢莊の發行に係るものは、南臺、城内共に通用す。

向票は小錢莊の錢樣店に於て發行する手形の種類に屬し、又個人が錢樣店より金錢を引出す爲めに發行することあり、番票と同一形式を備ふるも通貨の性質を有せず、由來錢樣店又は田舎地方の錢莊が顧客の便宜を計る爲めに發行したるものに係り、田舎地方の商人が買出の爲めに福州に往くとき、現金を携帯するは不安にして又不便なるを以て、地方錢莊より他地方の錢莊又は福州に於ける本店に對する振出手形を購入するを利益となす、之れが爲めに向票は一般に流行し、福州の錢莊も他の錢莊に手形を振出し、向票は遂に本來の性質を喪失したるものとす。

向票の發行に關して二箇以上の錢莊は共同連絡をなし、例へば若し證券發行の手段に依りて流動資本を増加せんとするときは、錢莊は普通一定數の向票を乙錢莊の爲めに振出し、乙錢莊の顧客に對して之れが發行を要求せしめ、同時に乙錢莊は同一數の向票を甲錢莊の爲めに振出し、甲錢莊の顧客に對して之れが發行を要求せしめ、斯くして兩錢莊の流通資本は著しく増加し、若し更に多くの錢莊が共同連絡をなすに於ては、流動資本は激増するに至るべし。然れども福州の錢莊は不健全なる商取引に附帶する危険を虞れ、是等證券の多額なる發行をなさず、但し向票は普通の番票の如く正規の額に於て發行せずと雖も、多額の發行をなす場合あり、又向票は振出錢莊以外の錢莊に於ては現金に引換へられざるを以て、番票の如く自由に轉々せず。

番票の交換

福州錢莊の交換事務は五箇處に於て行はれ、中央交換所は上杭街金融維持會の建物内に在り、其他支局は城内、南臺の直街及横街及萬壽橋に在り、各錢莊は各自所持の番票を持ち寄り、相互交換尻の決済をなし、借越番票に對しては一千弗に對して一日二十五仙乃至五十仙の利子を支拂ひ、而して日歩は金融維持會に於て毎日決定するものとす。其の利子は之れを番水と稱す。錢莊にして其の番票の交換尻を決済すること不可能なるに於ては、公衆より信用を失ひ、取付を受く。番票が錢莊に預入せられたるときは、其の預金は一定の期間を經過する迄は、預金者の計算に於て貸方に加せざるものとす。之れを包坪と云ひ、預入れたる番票の眞偽如何が日々の交換に於て決定

する爲め、時間を要するを意義するものとす。若し番票が同期間中に眞正のものに非ざることを發見したるときは、錢莊は之れを預金者に返送す。包坪の期間は二十四時間乃至三日間とし、番票が南臺の錢莊に於て發行し、又南臺の錢莊に預入るときは、包坪の期間は日曜又は休日を含まざれば二十四時間となす。若し福州市の錢莊に於て發行し、南臺に預入れたるときは、其の期間は普通三日間とし、若し其の期間に發行錢莊が閉鎖し、番票が交換せられざる時は、其の損失は預金者の負擔となす。

錢莊の取付

錢莊の取付に遭ふとき、其の錢莊の資産信用が尙ほ健實にして市場に於ける番票の數量に超過するに於ては、他の錢莊は恐慌の救済に對して努力すべきも、若し之れが救済の途に出でず、又は救済不能のときには、其の錢莊は清算の爲めに閉鎖せざるを得ず。然れども福州に於ける錢莊の慣習としては、一錢莊の失敗は其の影響全部に派及するを以て、他の錢莊は同胞及利害關係の立場に依り、相互救助の實を挙げ來りつゝあり。

錢莊の資力が取付を止むるに適せざる時は、一般に候支と呼ぶ所の一種の支拂延期を實施す。

其の間番票の償還を除くの外、一切の銀行業務を停止し、此の場合には現金引換の爲めに期限を定む。候支を聲明せる錢莊は、固より番票に對して銀の引換拂をなすこと能はず、他の錢莊の發行

せる番票を使用するを例とす。總て他の營業を停止するが故に、預金者は其の預金を引出し得ざるのみならず、又候支の期限満了に至る迄は、其の番票所持者以外の債權者も請求をなすことを得ず。然れども預金者は錢莊に對して無限の責任あり、其の組合員には多く錢莊の義務を負擔すべき他の財産を有するものなるを以て、究意預金全部の償還を受け得べし。

金融維持會設置以來、殊に取付に遭ふ所の錢莊は同會の爲めに救済せられ、破産を見たることは殆んど稀なりとす。

維持會は一九二二年の恐慌後番票を發行する四十五軒の錢莊に依りて組織せられ、同年廣東軍の福州占領中、福建銀行は未償還證券約百萬弗を残して閉鎖し、地方金融市場にパニックを起したるを以て、之れが救済方法の一として之れが設立を見たるものとす。各組合員は準備として釀金三千弗を支出し、之れに依りて同會は福建銀行の残したる前記未償還證券を完済する爲め、直ちに番票百三十萬弗を發行せり。蓋し同會組織の目的は、一に當時の金融市場の安定に存し、右百三十萬弗を完済せば、解散すべき筈なりしにも拘はらず、其の後繼續して普通銀行業務を經營しつゝあり。其の利益は大ならず、未だ全部の償還を完了するに至らず。

貸出及預金

福州錢莊に於ける貸出(放款)及預金(存款)は總て番票を以てし、貸金の利子は従前一箇月一・五

パーセント(一箇年一八パーセント)なりしが、其の後(一九二六年現在)一・六五パーセントに上りたり。貸出は錢莊が主として當地商人に對してなすものにして、擔保を要せず、商人に信用あるときは要求通りの貸出を爲し、其の條件は信用、業務の状態を主とし、例へば小商人に對しては二、三百弗、中商人に對しては三千弗乃至五千弗、大商人に對しては十萬弗以上の貸出を爲す。貸出金額は如何に巨額なるも、毎舊年間には決濟をなし、利子は月賦拂となす。

預金利子は外國銀行及新式支那銀行に比して高率に在り、大錢莊に在りては僅かに一箇月〇・七パーセント又は〇・八パーセント(一箇年八・四―九・六パーセント)に過ぎざれど、小錢莊、小商店は一箇月一―二パーセント(一箇年一二―一四・四パーセント)に上る。預金は多く當座預金に屬し、預金者は隨時引出をなし得(隨時存款)。(又當座預金の外に定期預金たる定期存款あり、取引には期票を發行す)。

錢莊は預金者に對して特約に基く小切手式の引出證たる向票を發給するが、普通預金者が錢莊に預入をなすときは、便宜上日附、預金額、利子等を記入せる通帳又は預金證書を受く。前記向票は新式銀行の振出す小切手の如く一般に流行せず、従つて新式銀行は之れが受入をなさず、又現金支拂の爲めに振出したる錢莊に提示するときは、向票の拂戻をなすも、錢莊は常に銀の代りに番票を以て支拂をなす。福州錢票の習慣として向票の支拂は午後に限る、其の空白には午後支拂ふべき旨

を記載す。蓋し午後は朝の交換を了し、向票の所持者に支拂をなすべき當該錢莊の發行したる番票を多額に集積する爲めなりとす。

向票は又約束手形的一種とし、商人が手許保有の現金に缺乏するときは、常に急迫したる義務を負擔する爲めに使用することあり。其の支拂期限は一箇月餘を普通とすれど、稀には三箇月に達することあり。満期日に近き向票は恰も現金の如くに轉々す。現銀又は番票を取引に多く使用せざる福州に於ては、向票は商取引上重要部を占む。福州の商業會に於て信用を博することは、満期日に到達したる證券の償却を誤らざること存す。若し之れが償却を誤るときは、對人的信用を失墜し、其の後の商取引より排除せられ、其の發行したる信用證券は錢莊又は其の同業者より價值を認められざるに至るべし。

兩に對する番票の關係を見るに、福州の錢莊は實際の記帳には番票即ち臺伏の名義を表示せず、臺伏に依りて受授せらるゝ金額は、記帳前に兩に換算せられ、兩と臺伏票との從來の關係は尙ほ臺伏票の上に表示され、其の上部右端に約支順路捧番票又は約支本街新議法番銀票の文字を刻せるが如し。

番票の廢止

番票一千元は捧銀七百兩となすも、市價に依りて任意現銀に兩替し、發行者は他の發行錢莊の番

票と交換を約するのみにして、實際現銀兌換の義務を負はざる信用證券の一種たるが上に、無準備に發行し、又危険少なからざることあるを以て、南軍政府は福州に入城以來、汕頭同様に幣制改革の一手段として番票の廢止を企圖し、偶々一九二七年當初には銀元百元が番票百六元なりしも、年末には現存銀元の多きこと、商況不振なりしとに依り、番票九十一元に上りたるが如き、當市開港以來未曾有の記録を示したるを以て、益々之れが必要を感じ、實現に努力したりしも、當地錢莊は他地方に比して資本簿く、加ふるに先年福建銀行の倒産に依り、發行番票背込の缺損尙ほ多額に上り、資金の運轉困難なるもの多く、自ら無準備發行の番票を以て運轉資金と爲さずんば營業困難にして、其の發行番票を廢止せらるゝに於ては、死命を制せらるゝものあり、又是等錢莊より資金の供給を受け居りし商人も、彼等の貸金回收又は閉店に依りて打撃を受くること少なからざるを以て、各錢莊は連署の下に、番票は長き歴史を有し且つ商取引に支障なき旨の理由書を提出し、廢止に反對する所あり、商會も之れに呼應し、爾來約二箇年間存続したりしが、省政府は遂に民國十七年（一九二八年）七月三十一日番票の廢止を斷行し、之れに代ゆるに錢莊に對して大洋銀貨と交換すべき兌換券たるべき大洋票の發行を許すこととし、經過的便法として捧銀七百兩即ち番票一千元を大洋九百五十元と評定し、隨時番票の回收に努めしむることゝしたり。

(ハ) 大洋票

大洋票は大洋銀（袁世凱又は孫文像の銀元）を代表すべき兌換券となす。其の形狀は横三寸、縦七寸五分位にして、一定の用紙に金高、月日を毛筆を以て記入し、各自錢莊の印を押捺せるものにして、眞偽の判別困難なること番票に同じ。其の種類には一、二、三、五、十、二十、三十、五十、百及三百元等あり。本票は當地一般取引の通貨として流通すれど、銀行、會社、郵便局等にては受授せられず。其の發行後、錢莊相互間に於ても兌換に應せざるより、一九二八年末より翌年に亘り繼續して其の價格は下落し、番票と選ぶ所なきに至り、大洋銀元一千弗に對して大洋票の相場は、一九二九年一月には一千二元となり、二月以降四月迄はバーなりしが、下半季より漸次低落し、十月よりは一層甚しく下落し、十一月二十日には一千四十五元となり、市中兩替店に於ては大洋一元に對して大洋票は九十五仙に下り、番票と同様に至りしを以て、錢莊に對する怨嗟の聲高まり、自ら省政府は財政廳を經由して總商會に注意を促し、一方各新聞も亦錢莊を攻撃したりしが如く、錢莊は之れが爲めに辨疏すると同時に各方面より現銀の集中に努むる所あり、就中上海香上銀行より現銀五十萬弗借入手配の報市場に傳はるや、千二十弗臺迄に回復したれど、未だ不安は去らず、一九三〇年中財政廳は銀紙平價の兌換を錢莊に通達したる爲め、表面は其の方針に依ると稱すれども、實際に於ては錢莊は千元に付尙ほ十元即ち一分位手数料を收めつゝあり。

斯く銀紙の差違大なるに至りし事由としては、(一)輸入超過と同時に、主として露國、北支等に對

する茶の輸出不振を來し、(二)銀安竝に政情の不安に基く購買力の減退、貸金回収不能となり、(三)上海地方に弗銀の流出したる等、福州市場に於ける現銀數量を減退したることを指摘せられたり。本年(一九三二年)一月幣制委員會(團法委員會)は各錢莊の大洋票の發行に關して規律なきを以て、通源等二十軒の既に登録したる錢莊をして連帶保證上、總商會に對して大洋票の發行額を報告せしめ、之れが取締をなすこととせり。次いで同委員會は財政廳に歸併したり。

- (金融事項參照)大清會典事例卷二一九、皇朝掌故彙編內編卷一九、二〇、民國十九年財政部錢幣司章制彙編及各省通貨調查報告
 二、福建通志卷一八、臺灣銀行調查南支南洋の通過(大正九年)、同福州の通貨と金融事情(大正十五年)、臺灣銀行十年復志(大正五年)、外務省通商局編纂福建事情(大正六年)、楊綽廣對福州最近金融恐慌及救濟意見、福建省例卷九、二〇、三六
 E. Kann, *The Currency of China*, pp. 149-150, 441-443, 518; *The Chinese Repository* vol. XV, pp. 211, op. cit. vol. XX, pp. 239-292; Mayer, *The Treaty ports of China and Japan*, pp. 285-6; *The Anti-Cobwel Club, 'Fukien'* pp. 70-1; *Journal of the China Branch of the Royal Asiatic Society* (1889-1900) vol. XXIV, pp. 81; op. cit. vol. XVIII, pp. 127-8; *China, Maritime Customs, The Decennial Reports*, 1882-1891, pp. 415, op. cit. 1892-1901, vol. II, pp. 102; op. cit. 1902-1911, vol. II, pp. 92; op. cit. 1912-1901, vol. II, pp. 149-1; C. M. C. *Annual Trade Reports and Returns, 1927-1929*, of Foochow; *Chinese Economic Journal*, vol. 1, No. 2, Feb. 1927 (*The Dai Fook Dollar of Foochow*); *Fule, The Book of Marco Polo*, vol. I, pp. 428; *Hakluyt Society, Cathay and the way Thither*, vol. II, pp. 290, op. cit., vol. III, pp. 150.

南支那の開港場 第三編

42
478

南支那の開港場 第三編

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

終

